

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

TAINSに収録されている判決等は、主に税務訴訟に関するものですが、その他に、実務に影響すると思われる民事事件の判決等も収録されています。

今回は、最近の相続に関する民事事件の最高裁判決等をご紹介します。

I 共同相続された預貯金債権

遺産分割の実務では、相続人全員の合意により預貯金債権を分割の対象財産に含めることが多いのですが、判例上は、預貯金債権は可分債権として、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されると解されていました。しかし、次の最高裁大法廷決定により従来の判例が変更されました。

平28.12.19最高裁大法廷決定
(破棄差戻し) Z999-5366

<事案の概要>

この事案は、Aの共同相続人である原告人と相手方との間におけるAの遺産分割申立て事件です。

<裁判所の判断>

最高裁では、預貯金債権は遺産分割の対象となると判断し、原決定を破棄し原審へ差し戻しました。

1. 原審の判断

原審は、各預貯金(普通預金・通常貯金・定期貯金)は、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないと判断したが、その判断は是認することができない。

2. 遺産分割の仕組み等と要請

遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務の

観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在する。

3. 預貯金一般の性格等

① 預貯金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが、預貯金契約に基づく金融機関が行う事務には、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれ、預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。また、預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。

② このようなことから、預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

③ 共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているが、これも、以上のような事情を背景とするものである。

4. 預貯金の内容・性質

① 預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。

② 定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという郵便貯金

SERIES TAINS 解体新書

相続に関する重要裁判例

—預貯金債権は遺産分割の対象に—



依田 孝子〔大森〕

法の趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には分割払戻しの制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。

5. 預貯金債権は分割対象

預貯金一般の性格等を踏まえつつ各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常預金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

II 節税目的の養子縁組の有効性

相続税対策で孫等と養子縁組をすることは少なくありません。次の最高裁判決は、節税目的の養子縁組でも有効であるとの初判断を示したものです。

平29.1.31最高裁判決
(破棄自判・確定) Z999-5372

<事案の概要>

Aは、平成24年4月、長男B、その妻C及び原告人(B・Cの長男、平成23年生れ)と共に、税理士等から、原告人をAの養子とした場合に遺産に係る基礎控除額が増えることなどによる相続税の節税効果がある旨の説明を受けました。その後、原告人をAの養子とする養子縁組届が作成され、世田谷区長に提出されました。

この事案は、被原告人ら(Aの長女・二女)が、原告人に対して、養子縁組は縁組をする意思を欠くものであると主張して、その無効確認を求めて争われたものです。

<裁判所の判断>

最高裁では、次のとおり、原判決(平成28年2月3日東京高裁判決)を破棄し、節税目的の養子縁組は有効であると判断しました。

① 原審は、養子縁組は専ら相続税の節税のためにされたものであるとした上で、かかる場合は民法802条「縁組の効力」1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとして、被原告人らの請求を認容したが、民法802条1号の解釈に関する原審の判断は是認することができない。

② 養子縁組は、嫡出親子関係を創設するものであり、養子は養親の相続人となること、養子縁組をすることによる相続税の節税効果は、相続人の数が増加することに伴い、遺産に係る基礎控除額を相続人の数に応じて算出するものとするなどの相続税法の規定によって発生し得るものである。相続税の節税のために養子縁組をすることは、このような節税効果を生じさせることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。

③ したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない。

④ そして、事実関係の下においては、養子縁組について、縁組をする意思がないことをうかがわせる事情はなく、「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない。

おわりに

TAINSでは、上記の判決等は税区分「その他」に収録されています。また、「検索キーワード」欄に、判決年月日「H28-12-19」「H29-01-31」を入力すると即座に検索することができます。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

提案型会計事務所へ。

MJS!

ミロク情報サービスが バックアップ。



MJSイメージキャラクター
菊川 伶

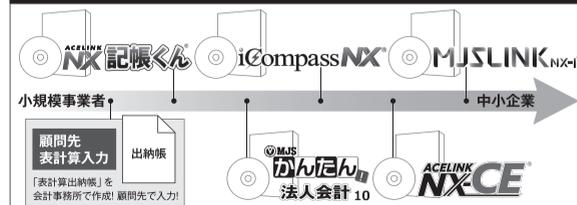
経営提案できる会計事務所へ。
MJSは強カプロフェッショナルツール
ACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。



事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かされます)
●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-記帳くん、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん!法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928)

